

令和2年度 日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」実施状況の点検結果について

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守原則1-1	重点事項1-1	実施項目1-1	実施項目に対する令和2年度の実施状況
<p>会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルガーに対し、教育研究目的を明確に示し、理解を得る必要がある。</p>	<p>会員法人は、事業に関する中期的な計画（以下「中長期計画」という）等の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。</p>	<p>① 中長期計画の策定に当たり、教学関連及び経営関連項目ごとに素案の策定主体、計画期間、意見聴取方法及び意見の反映方法をあらかじめ決定する。</p>	<p>・中期計画策定にあたり、8つの分野を設け、それぞれ教職員によるWG(20名)によって原案を作成、その後、各部所や役員と意見交換をしながら策定した。</p>
		<p>② 中長期計画の策定に際し、直前の中長期計画及び他の計画との関連性を明らかにする。</p>	<p>・WGで原案を作成する際、前中期事業計画の数値目標に対する達成状況や、主な実施事業について振り返りを行い、出された課題を次期中期計画に盛り込んだ。</p>
		<p>③ 中長期計画に教学、人事、施設及び財務等に関する事項を盛り込む。</p>	<p>・教学に関する事項は教育分野に、人事、施設及び財務に関する事項は、経営基盤分野に盛り込んだ。</p>
		<p>④ 中長期計画において、理事長をはじめ政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込む。</p>	<p>・中期計画の進捗管理に関する項目を中期計画のアクションプランに定めた。 また、理事長を委員長とする中期計画進捗管理委員会を設置し、組織的に中期計画を推進する体制を整備した。</p>
		<p>⑤ 中長期計画の内容について、その適法性、倫理性を考慮するとともに、顕在的リスクのみならず潜在的リスクについても識別、評価する。</p>	<p>・中期計画策定にあたり、各種指針への対応など、適法性についても考慮した。</p>
		<p>⑥ 中長期計画の策定に際し、財政面の担保が不可欠であることを踏まえ、現実的かつ具体的な資金計画、収支計画を精緻化する。</p>	<p>・中期計画策定に合わせて、2030年までの中期財務計画を策定し、学園HPで公表した。</p>
		<p>⑦ 中長期計画において、実施スケジュールを含む具体的なアクションプランを明確にする。</p>	<p>・中期計画(2021～2030)の構成は、教育・研究など8つの分野毎に、2030年までの目標及び2025年までの目標を定め、その目標ごとに具体的に取組むべき事項をアクションプランとしてまとめた。</p>
		<p>⑧ 中長期計画に係る策定管理者(※常務理事等)と執行管理者(部所の長)を明確にする。</p>	<p>・アクションプラン毎に責任部所を設定し、所属長が責任を持って事業を推進する体制とした。 なお、各事業毎の進捗管理は、分野毎に定めた2名の総括責任者が行うこととした。</p>
		<p>⑨ 中長期計画の最終決定は、十分な説明、資料に基づき、会議体等の合議により行う。</p>	<p>・中期計画(2021～2030)の策定にあたり、まず2020年12月開催の理事会・評議員会において内容の説明を行い、意見聴取を行った上で、2021年3月開催の評議員会に諮問し、理事会で最終決定した。</p>
		<p>⑩ 中長期計画において、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示し、適宜、データやエビデンスに基づいて中長期計画進捗管理を行う。</p>	<p>・中期計画策定にあたり、可能な限り数値目標を設定した。</p>

遵守原則1-1	重点事項1-1	実施項目1-1	実施項目に対する令和2年度の実施状況
会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルガーに対し、教育研究目的を明確に示し、理解を得る必要がある。	会員法人は、事業に関する中期的な計画（以下「中長期計画」という）等の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。	⑪ 中長期計画の内容、進捗管理方法について、教職員を中心とする構成員に十分に説明し、理解の深化を図る。	・前述のとおり、20名の教職員でWGを組織し、原案を作成した後、各部所からも意見聴取を行うなど、ホトM7ツブ形式で策定した。 また、進捗管理委員会の設置についても、教職員に対し説明した。
		⑫ 外部環境の変化等により、中長期計画の変更が必要となった場合、速やかに修正を行える体制を構築する。	・中期計画進捗管理委員会を、年3回開催する予定としており、必要に応じて、そこで検討・見直しを行う体制を整えた。
		⑬ 中長期計画の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果を法人内外に公表する。	・進捗管理委員会において確認した進捗状況については、毎年5月の理事会・評議員会で報告し、学園HPを通じて外部にも公表を行うこととした。

基本原則「2. 公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守原則2-1	重点事項2-1	実施項目2-1	実施項目に対する令和2年度の実施状況
会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。	会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成（大学教育）を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。	① 学校法人及び当該学校法人が設置する大学等のミッション、ビジョンを踏まえ、学校法人及び大学、学部・学科、研究科等の毎会計年度ごとの事業計画（以下「事業計画」という）、達成目標や具体的な行動指針を明確にする。	・中期計画の実現に向け、2021年度に各学部・研究科・部所で行う事業計画（達成目標や具体的な事業内容を記載）を作成し、2021年3月の理事会・評議員会において承認された。
		② 達成目標、具体的な行動指針を教職員、学生及び社会に発信し、共有する。	・上記で承認された2021年度事業計画は、学部長会議などの学内会議で報告するだけでなく、学園HP上で広く学内外に公表した。
		③ 学校法人の中長期計画や事業計画、学部・学科、研究科等の達成目標を実現するための経営資源（ヒト、モノ、カネ）が、効率的な配分となり、著しく非効率的なものとならないよう、経営資源の配分に係る基本方針を明確にする。	・令和3年3月24日開催の理事会において、中期計画の裏付けとなる令和3年度からの10年間の中期財務計画を定めた。この中で、本学の現状と課題を踏まえ到達目標を設定し、今後の収支の在り方（人事採用計画に基づくヒト、長期修繕計画等に基づくモノ、これらに必要なカネの配分）を定義した。今後は、この中期財務計画に基づき、効率的な経営資源の配分を行うこととした。
		④ 「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性のチェック等を通じて、それぞれの方針の実質化を図る。	・認証評価において「改善課題」とされた一部学部のポリシーを見直した。 ・外部評価委員による評価を受けた。
		⑤ 「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェック等を通じて、同方針の実質化を図る。	・同方針を学園HPで公開、入試審議会で各学部に入試判定時（特に面接、大学入学希望理由書等）に同方針との整合性に留意するよう方針を示した。
		⑥ 自己点検・評価結果、認証評価機関による評価結果やアンケート調査等を含むIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動の成果を活用し、教育活動の改善を行う。	・自己点検・評価結果等を活用し、本学の内部質保証システムに基づき、教育活動の改善を図った。
		⑦ リカイト教育の諸施策について、その方針、計画を明確化する。	・部所別事業計画として「リカイト教育の充実」を掲げ、実施計画等を明確化した。

遵守原則2-1	重点事項2-1	実施項目2-1	実施項目に対する令和2年度の実施状況
<p>会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。</p>	<p>会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成（大学教育）を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。</p>	<p>⑧ 留学生の受入並びに派遣に係る諸施策について、受入留学生の選抜方法、日本語教育プログラムの充実や日本人学生とともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の教育課程編成・実施の方針等の観点から、アカデミックな意義付けを明確にする。</p>	<p>・選抜時には各学部における教育に見合った日本語能力・学力の確認に留意したが、全学的な留学生の受入れ方針（人数、教育方針等）及び同方針に基づく選抜方針は明確になっていない。</p> <p>【改善に向けた令和3年度の取り組み】</p> <p>・留学生の受入れ方針（人数等）については、全学的な留学生の受入れ方針の明確化等の提言を行い検討を進めている。</p> <p>なお、今年度の選抜も各学部における教育に見合った日本語能力・学力の確認に留意した上で実施する。</p> <p>・本学では国際交流の基本的な考え方（骨子）に基づき、多様な国々から外国人留学生を受入れ、日本人学生と外国人留学生が切磋琢磨して互いに成長させる教育を推進することで、グローバル社会に対応できる人材の育成に努めた。また、中期計画においては、交換留学制度及び学部間交流の活性化を図るため、海外協定校との連携強化及び拡充に努めた。</p> <p>・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延を受け、交換留学等は中止としたが交流の継続性を重視するため協定校とのオンライン交流を展開した。これにより、活発な交流を展開することが、国際教育において新しい価値が生まれることが確認できた。更に、企業や社会のグローバル化に対応できる幅広い視野を持ち、国際社会の最前線で活躍するための教育プログラム「GLOBAL LEADERSHIP PROGRAM」を開設し、外国人留学生と日本人学生の人材育成事業を推進した。</p> <p>・令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大により、学生が海外経験をするための海外ジョブトレーニングの実施は見合わせた。国内ジョブトレーニングの内容を改変し、国際社会で活躍しているゲストスピーカーを大学に招き、事前調査や質疑応答を英語で行うことで、英語学習とそれを実社会に役立てるスキルを目的にすることができ、新しい学びの形を構築できた。</p>

遵守原則2-2	重点事項2-2	実施項目2-2	実施項目に対する令和2年度の実施状況
<p>会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。</p>	<p>会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じて、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。</p>	<p>① 社会・地域貢献に係る学内方針を検討し、策定する。</p> <p>② 社会・地域との連携を支援する体制または仕組みを整備する。</p>	<p>・本学中期事業計画（平成28年～32年）に基づき令和2年度部所別事業（行動）計画を学外連携課で作成し、地域連携等委員会において審議了承された。</p> <p>・令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で色々な計画が中止となった。</p> <p>・大学近隣の自治体（福岡市東区、粕屋郡、宗像市、福津市）及び、大学近隣校区の窓口として、総務部学外連携課が対応した。</p>

遵守原則2-2	重点事項2-2	実施項目2-2	実施項目に対する令和2年度の実施状況
<p>会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。</p>	<p>会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。</p>	<p>③ 組織的な各種ボランティア活動を展開するために必要となる社会連携・地域貢献等に関する諸規程を整備する。</p>	<p>・ボランティア愛好会並びに教職員及び学生有志によるボランティア活動等に取り組んだ。 ・「災害ボランティア、地域貢献ボランティア」などの派遣要請に対して、「速やかに、適切に」対応するため、「窓口の明確化、人員の配置、諸規程の整備」が必要。 ・諸規程は整備されていない。 【参考】 学則第20条第2項に「ボランティア活動等の実践学修を授業科目の履修と見なし、単位を与えることができる」ことを規定し、単位認定について定めている。 【改善に向けた令和3年度の取り組み】 ボランティア活動は学生及び教職員が自主的に行う活動であると考え、規程整備は今後の検討課題とし、まずは地域からの要望等に応えられるよう、ボランティア活動に関する情報を積極的に受・発信し支援体制の充実に努める。また、学生のボランティア活動を所管している学生課との連携を強化し実施する。</p>
		<p>④ 公開講座や地域の課題解決に向けた地域連携プログラム等を開設する。</p>	<p>・地域の課題解決に向けた公開講座で、防災「命を繋ぐ防災・減災」、子育て「子育て支援、小学生の体験講座」を企画したが、新型コロナウイルス感染拡大のため、防災のみYouTubeによる動画配信講座として実施した。</p>
		<p>⑤ 社会・地域貢献に係る学内の自主的な取り組みを把握し、全学的な取り組みとして展開する。</p>	<p>・学外連携課が情報収集を行い「地域連携等事業(最終報告)」を令和2年度末に作成し、地域連携等委員会で報告した。その後、各学部等に配布して情報共有を行った。</p>
		<p>⑥ 自治体等の行政機関や企業との対話、信頼関係の醸成に努める。</p>	<p>・大学近隣の自治体(福岡市東区、粕屋郡、宗像市、福津市)及び、大学近隣校区を定期的に訪問し、信頼関係構築に努めた。</p>

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守原則3-1	重点事項3-1	実施項目3-1	実施項目に対する令和2年度の実施状況
<p>会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。</p>	<p>会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事選任方法の工夫・改善、支援体制の整備等を図る。</p>	<p>① 『私立大学の明日の発展のために一監事監査がトータル（私大連監事会議）』を参考に、監事監査基準（監事監査規程）、監事監査計画や監査報告書を策定する。</p>	<p>・「監事監査規程」及び「監事監査基準」については、すでに策定済み。「監事監査計画」は毎年度、原則7月までに策定し、理事長報告の後、理事会に報告。また、「監査報告書」は監査終了時に策定し、翌年5月に理事会及び評議員会に報告した。</p> <p>・『私立大学の明日の発展のために一監事監査がトータル（私大連監事会議）』を参考に、監事監査規則及び監事監査基準を令和2年4月1日付で改正し施行した。</p> <p>・監事監査計画については、上記がトータルを参考に計画を立て、令和2年7月に理事会において報告した。</p> <p>・監査報告書については、年度末から2月にあたる令和3年5月に理事会及び評議員会で報告した。</p> <p>・監査室においては、内部監査規程に基づき、年度初めに監査計画を立案し監査を実施した。テーマごとの監査結果を基に課題改善を目的とした監査報告書を策定し、理事長に報告した。</p>
		<p>② 『私立大学の明日の発展のために一監事監査がトータル（私大連監事会議）』を参考に、監事監査マニュアル、監事監査調書や監事監査チェックリストの策定に努める。</p>	<p>・「監事監査マニュアル」は当年度に策定（令和2年9月4日付）。同時に「監事監査調書」及び「監事監査チェックリスト」を策定し、整備を完了した。</p> <p>・『私立大学の明日の発展のために一監事監査がトータル（私大連監事会議）』を参考に、監事監査マニュアル、監事監査調書及び監事監査チェックリストを作成した。</p> <p>・実際の内部監査においては、監査テーマごとに監査チェックリストの作成、ヒアリング項目の決定、報告書の作成といった手順で監査を実施した。監査結果については、監事との情報共有に努めた。</p>

遵守原則3-1	重点事項3-1	実施項目3-1	実施項目に対する令和2年度の実施状況
<p>会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。</p>	<p>会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事選任方法の工夫・改善、支援体制の整備等を図る。</p>	<p>③ 常勤・常任監事の登用、または常勤・常任監事がいる状況と同様の監事監査が実施できるような監事監査支援体制を整備する。</p>	<p>・寄附行為第6条第1項第2号に監事を3人置くことを規定しており、現在、3人のうち2人が常勤である。 ・監事監査を支援する体制として、監査室を設置している。また、部所等においても、監事からの依頼事項に基づき、十分な情報提供を随時、適切に行った。</p>
		<p>④ 監事が評議員会、理事会において、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。また、経営に関する重要な会議等についても出席し、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。</p>	<p>・監事の職務については、寄附行為第15条の規定に基づき、理事会、評議員会及び理事小委員会に陪席しており、それぞれの会議で積極的に意見陳述することができることとしている。</p>
		<p>⑤ 監事監査に必要な資料の提供、説明等、十分な情報提供を行う。</p>	<p>・実地監査(業務監査及び会計監査)においては、監事の依頼に基づき、必要な資料の提供、説明等、十分な情報を提供し、日常業務においても監事からの依頼事項に基づき、十分な情報提供を随時、適切に実施した。 ・業務監査及び会計監査時において、監査実施部所から必要な書類の提供及び面接による説明を受け、監査を実施した。 ・監事と監査室との監事会を月1回定期的に行い、監査計画及び結果についての情報共有・資料提供を行うなど、緊密な連携を図りつつ監査業務を遂行した。</p>
		<p>⑥ 監事間の連携の深化を図るべく、必要に応じて監事会を開催する。</p>	<p>・監事会は、8月を除き毎月1回開催し、監事全員が出席した。 ・監事会には、内部監査室室長も出席し、情報共有を図った。</p>
		<p>⑦ 監事と会計監査人、内部監査室等とが協議する場を設定する。</p>	<p>・監事及び会計監査人は、本年度4回の会合を設定した。 (監査計画概要説明、期中監査の状況報告、期末監査の状況報告、監査結果概要報告) ・会合には、内部監査室長も出席し、情報共有を図った。</p>
		<p>⑧ 監事に対する研修機会を提供し、その充実を図る。</p>	<p>・日本私立大学連盟等からの研修会を案内した。 <参考意見>令和2年1月より「一般社団法人大学監査協会」に入会し、監事に対する研修機会を提供。なお、当年度の監事研修実績は以下のとおり。 ①学校法人監事研修会(文部科学省)R2. 10～12 オンライン ②監査課題研究会(大学監査協会)R2. 9. 28、11. 10参加</p>
		<p>⑨ 監事の独立性を確保するために、その専門性を考慮しつつ、監事選任基準の明確化または監事指名委員会を設置するなどの方法によって監事を選任する。</p>	<p>・寄附行為第9条の規定に基づき、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任することとしている。</p>
		<p>⑩ 監事監査の継続性を担保すべく、監事の選任時期について留意する。</p>	<p>・寄附行為第10条第1項に任期を2年とすることを規定している。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすること、同条第2項に再任されることができると、同条第3項に任期満了の後でも、後任が選任されるまでは、なお、その職務を行うことを規定している。</p>

遵守原則3-2	重点事項3-2	実施項目3-2	実施項目に対する令和2年度の実施状況
<p>会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るとともに、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。</p>	<p>会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。</p>	<p>① 法令等の遵守に係る基本方針・行動基準を定め、事業活動等に関連した重要法令の内容を役職員に周知徹底する。</p>	<p>・法令等の遵守に係る基本方針・行動基準はコンプライアンス推進規則第1条及び第4条に規定しており、事業活動等に関連した重要法令の内容に関しては、通知等を受けた際に適宜、周知した。</p>
		<p>② 法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、理事会及び監事に対して定期的に報告がなされる体制を整備する。</p>	<p>・コンプライアンス委員会、理事小委員会及び理事会において審議若しくは報告した。 また、学園全体に周知する必要がある事項については、学部長会議、研究科長会議、短期大学部教授会、事務局部長会議及び事務室長連絡会で報告した。</p>
		<p>③ 学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、理事会その他の重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論を展開する。</p>	<p>・学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応については、理事小委員会の議を経て、理事会に付議した。 ・役員の損害賠償責任については、寄附行為第16条、17条、18条の規定に基づきリスク管理を実施した。</p>
		<p>④ 理事等が、事業内容ごとに信用・ブランドの毀損その他のリスクを認識し、当該リスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさを適正に評価する。</p>	<p>・事業計画審査会(理事長以下役員が委員)において、すべての部所が行う事業内容を審査し、内容を精査した。 ・常務理事が担当している部所の業務内容等を定期的に確認した。</p>
		<p>⑤ 不正または誤謬等の行為が発生するリスクを減らすために、各担当者の権限及び職責を明確にするなど、各担当者が権限及び職責の範囲において適切に職務を遂行していく体制を整備する。その際、職務を複数の者間で適切に分担または分離させることに留意する。</p>	<p>・職務権限規程、事務組織及び事務分掌に関する規程に基づき、権限及び職責を明確にしている。 ・「職務権限規程」、「事務組織及び事務分掌に関する規程」及び各部所における業務分担表により、適切に職務を遂行する体制が整備されている。</p>
		<p>⑥ 職務を特定の者に一身専属的に属させることにより、組織としての継続的な対応が困難となる、あるいは不正または誤謬等が発生するといった事態が生じないように、権限及び職責の分担や職務分掌を明確に定める。</p>	<p>・「職務権限規程」、「事務組織及び事務分掌に関する規程」及び各部所における業務分担表により、明確に定められている。</p>
		<p>⑦ 内部監査室あるいはこれに相当する業務を担当する部署等を設置するなど、内部チェック機能を高める。</p>	<p>・内部監査については既に設置されている監査室で、内部監査規程に基づき業務を遂行した。</p>
		<p>⑧ 内部監査基準または内部監査ガイドライン等の内部監査に関する諸規程を整備し、内部統制体制を確立する。</p>	<p>・内部監査規程(H19.4施行)に基づき、継続して内部監査を行った。</p>
		<p>⑨ 相互牽制機能が働く有効な体制を整備し、監事、会計監査人及び内部監査室等による三様監査体制を確立する。</p>	<p>・監事と監査室(内部監査)による監事会を毎月1回定期的に開催し、監査計画及び結果報告等を行った。また、年4回監査法人(会計監査)を含む三様監査による情報共有のための報告会及び意見交換等を行った。</p>

遵守原則3-2	重点事項3-2	実施項目3-2	実施項目に対する令和2年度の実施状況
<p>会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るとともに、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。</p>	<p>会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。</p>	<p>⑩ 学校法人の財務状況に重要な影響を及ぼし得る事項について、財務担当理事と会計監査人との間で適切に情報を共有する。</p>	<p>・理事長、常務理事(財務担当理事含む)と会計監査人との間で、年に最低3回(監査説明会、会計監査人とのデイスカッション、監査報告会)の情報共有を図っている。 なお、令和2年度決算については、令和2年8月27日に監査説明会、令和3年4月22日にデイスカッション、令和3年6月2日に監査報告会を実施した。</p>
		<p>⑪ 理事会その他の重要な会議等における意思決定及び個別の職務執行において、法務担当及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制を構築するなど、法令等を遵守した意思決定及び職務執行がなされることを確保する体制を整備する。</p>	<p>・法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制は、顧問弁護士との間に構築している。 また、規程の改正や契約書等の作成については、都度、顧問弁護士又は行政書士に確認している。</p>
		<p>⑫ 教職員等が違法または不適切な行為、情報開示内容に関し真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、(消費者庁の「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」(平成28年12月9日)等を参考にして)内部通報に係る体制を整備する。</p>	<p>・コンプライアンス推進規則第18条の規定に基づき、通報に係る体制は既に整備されている。 ・コンプライアンス推進規則により、ハラスメントに関する通報窓口が学内外に設置されており、内部通報に係る体制は既に整備されている。 ・研究活動においては、文部科学省が作成した「ガイドライン」に基づき、管理監査を行った。 (例)前年度購入した換金性の高いと思われる物品を無作為に抽出し、現物確認を行っている。 ・「不正を事前に防止する」取り組みの一例として、本学専任教員及び研究に携わる事務職員には意識の浸透を図るため、「研究倫理教育」「研究コンプライアンス研修」の受講を義務化している。本年度は新任教員及び新たに研究に関わる部所に異動した事務職員を対象に実施し、いずれも全員受講した。</p>
遵守原則3-3	重点事項3-3-1	実施項目3-3-1	実施項目に対する令和2年度の実施状況
<p>会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会から理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。</p>	<p>会員法人は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度整備をさらに進める。</p>	<p>① いつ、どのような情報、誰に対して、どのように開示するかなどを規定した情報公開基準またはガイドライン等の諸規程を整備する。</p>	<p>・情報公開規程により整備されている。</p>
		<p>② 公正かつ透明性の高い情報公開を行うため、開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に則って適時、正確に開示することのできる体制またはシステムを整備する。</p>	<p>・寄附行為第41条及び情報公開規程第4条第1項の規定に基づき、寄附行為並びに学園及び学校の基本情報等を、学園のHP等を通じて広く社会に公開している。 なお、財産目録等の閲覧の請求があった場合の受付は、規程に基づき、総務課が行うこととしている。</p>
		<p>③ 法令に定められた財務書類等を適切に公開する。</p>	<p>・法令に定められた財務書類等を、学園のHPを通じて公開している。</p>
		<p>④ 中長期計画、事業計画との連関に留意した事業報告書の作成を通じてその進捗状況を公表する。</p>	<p>・事業報告書を毎年5月に作成し、理事会、評議員会で審議した上で、学園のHP上で学内外に公表した。</p>

遵守原則3-3	重点事項3-3-1	実施項目3-3-1	実施項目に対する令和2年度の実施状況
<p>会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会から理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。</p>	<p>会員法人は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度整備をさらに進める。</p>	<p>⑤ 認証評価結果、外部評価結果及び設置計画履行状況等調査結果等、学外からの評価結果等を公表する。</p>	<p>・学園のHPで公表した。 ・認証評価結果、外部評価結果及び設置計画履行状況等調査結果等は、全て学園のHPで公表した。</p>
		<p>⑥ 学校法人が相当割合を出資する事業会社に関する情報を公開する。</p>	<p>・法令に定められるとおり、貸借対照表の脚注に学園が出資する事業会社に関する情報を掲載し、それを学園のHPを通じて情報を公開した。</p>
		<p>⑦ 公表した情報に関する外部からの意見を聴取し、反映できる体制を整備する。</p>	<p>・毎年、大学の近隣校区や自治体から意見聴取や意見交換会を行っているが、令和2年度はコロナ禍のため実施を見送った。 ・外部評価委員会を設置し、教育の質の向上を図ることを目的に自己点検・評価を行った。 ・学園のHPに「意見箱」の機能を付けており、その意見箱に届いた様々な意見について、内容を確認し、該当部所に対応を指示した。</p>
遵守原則3-3	重点事項3-3-2	実施項目3-3-2	実施項目に対する令和2年度の実施状況
<p>会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会から理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。</p>	<p>会員法人は、情報を公開するに当たり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。</p>	<p>① 公開する情報の包括性、体系的性、継続性、一貫性及び更新性に留意する。</p>	<p>・理事会等で決定され、学園のHPで公開すべきものについては、広報課が適宜更新した。</p>
		<p>② 公開した情報へのアクセシビリティ及びユーザビリティの向上を図る。</p>	<p>・2018年9月に学園のHPを全面リニューアルした際、利用者の利便性及び求めるコンテンツまでの操作を簡素化した。</p>
		<p>③ 情報の受け手にとっての理解容易性、明瞭性及び重要性に留意し、グラフや図表を活用した資料等、幅広いステークホルダーが理解しやすい手段によって情報を公開する。</p>	<p>・利用者の理解度を高めるために、映像で紹介しているコンテンツも準備した。</p>
		<p>④ とくに収支の均衡状況、将来必要な事業に対する資金の積立状況や資産と負債の状況について、学校法人の信頼性、透明性及び継続性の観点から、理解容易性、明瞭性に留意した情報を公表する。</p>	<p>・貸借対照表をはじめ、積立率や純資産構成比率など財務比率を掲載した事業報告書を学園のHPで公表した。 なお、財務比率については、全国平均より劣っているものについて、その理由を説明した。</p>
		<p>⑤ 中長期計画並びに事業計画との連関に留意した評議員会への事業の実績報告や事業報告書の作成を通じた経営上の課題や成果の明確化、共有化により、経営改革を推進する。</p>	<p>・中期計画及び単年度事業計画の実施報告については、毎年5月の理事会、評議員会において審議され、その結果を学園のHPで公表した。</p>
		<p>⑥ 大学に特有の用語に関してはわかりやすい説明を付すなど、大学関係者以外の幅広いステークホルダーからの理解が得られるよう工夫する。</p>	<p>・事業内容については、可能な限り標準的な表現の使用を心掛けている。また、実績紹介動画を作成し、一般の方でも広く理解が得られるよう工夫した。</p>

基本原則「4. 継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努める必要がある。

遵守原則4-1	重点事項4-1	実施項目4-1	実施項目に対する令和2年度の実施状況
<p>会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。</p>	<p>会員法人は、大学運営に係る諸制度によるがパナシ機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。</p>	① 政策を策定、管理する責任者（理事長、常務理事、学長をはじめとする理事等）の権限と責任を明確化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附行為第13条及び第14条に規定している。 ・ 役員は役員心得の各項目の精神を遵守し、全教育職員、事務職員の模範となるよう心掛けることとしている。
		② 政策を策定、管理する責任者の選任、解任に係る手続き等を明確化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附行為第6条第1項、第2項、第4項、第8項及び第8条第1項の規定に基づき、政策策定及び管理責任者の選任・解任に係る手続き等を規定し、明確にしている。
		③ 政策を執行する責任者の権限と責任を明確化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附行為第13条第1項、第3項、第4項、第5項及び第14条第1項に規定し、明確にしている。
		④ 理事会、監事及び評議員会等のがパナシ機関において、機関内及び機関間の有効な相互牽制が働くような仕組みを構築する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附行為第15条に監事の職務、第19条に理事会、第23条に評議員会、第25条に諮問事項、第26条に評議員会からの意見具申等を規定し、機関内及び機関間の有効な相互牽制が働く仕組みを構築している。
		⑤ 理事会及び監事が、理事長や特定の利害関係者から独立して意見を述べられるか、モタリグに必要な正しい情報を適時、適切に得ているか、理事長、内部監査人等との間で適時、適切に意思疎通が図られているか、理事会及び監事による報告及び指摘事項が適切に取り扱われているか、を定期的にチェックする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監事は年に数回、理事長と意見交換を行いながら情報収集に努めているほか、監事会には内部監査人を陪席させ意思疎通を図っている。また、監事による報告及び指摘事項の適切な取り扱いについても、報告書等で適切に取り扱われていることを確認した。 ・ 理事長、内部監査人等との間で意思疎通が図られているかについては、本学の内部監査規程により、理事長の下に監査室がおかれており、理事長の指示により、定期監査を行い、その結果を理事長に報告した。＜参考意見＞理事長とは毎年度、監査計画の報告及び学長、常務理事等を含めた意見交換会(2回開催)を通じて、適時、適切な意思疎通を実施。一方、内部監査人とは、毎月開催(8月除く)の監事会に出席のうえ、情報・意見交換を定例かつ随時に実施した。
		⑥ 教学組織と法人組織の役割・権限・責任を明確化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教学組織の役割・権限・責任については大学学則、大学院学則及び造形短期大学部学則及び協議会の運営に関する規程、法人組織については寄附行為に規定している。
		⑦ 政策を策定、管理する責任者（常務理事等）が政策の執行状況を確認できる仕組みをITの活用等により構築する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策の定義にもよるが、会計及び労務に関する事項は、部所単位の管理責任者が確認・承認可能なシステムを構築している。
		⑧ 経営情報を正確かつ迅速に教職員等に伝達するためのIT環境を整備するなど、学校法人経営に係る当事者意識を醸成する仕組みを構築する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専任教職員が全員利用する電子メール(Active!mail)において、教職員等の情報伝達の必要性に応じた単位でのメーリングリストを生成の上、情報発信を行っている。
		⑨ 理事会や常務理事会等の議決事項を明確化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会決定通知書並びに理事小委員会決定通知書の発行をもって明確化している。

遵守原則4-1	重点事項4-1	実施項目4-1	実施項目に対する令和2年度の実施状況
<p>会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。</p>	<p>会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。</p>	<p>⑩ 理事会、評議員会の開催に当たり、資料を事前に送付するなど、十分な説明や資料を提供し、構成員からの意見を引き出すための議事運営の仕組みを構築する。</p>	<p>・寄附行為第19条第5項及び第6項(理事会)及び同第23条第5項及び第6項(評議員会)の規定に基づき、事前に資料を送付した。 さらに、学内理事については、会議開催前に事前説明をした。</p>
		<p>⑪ 評議員の定数は学校法人の規模を踏まえた数とする。</p>	<p>・評議員の定数については、寄附行為第23条第2項に29人以上37人以内の評議員をもって組織することを規定しており、本学の規模に見合う評議員数を担保している。</p>
		<p>⑫ 学校法人内外の人材のバランスに考慮しつつ、理事及び評議員等に外部人材(選任時に当該学校法人の役員、教職員でない者)を積極的に登用(理事、評議員については複数名)する。</p>	<p>・令和3年4月1日現在、理事総数14名(中学外理事3名)、評議員総数32名中、学外評議員は19名を登用しており、外部人材からの意見や助言を得る機会を設けている。</p>
		<p>⑬ 外部人材に経営情報を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保するとともに、外部人材からの意見聴取の仕組みを整備する。</p>	<p>・理事会(年11回)及び評議員会(年3~4回)を通じ、十分な情報共有が図られている。また、新たな取組みとして、外部の有識者・専門家等からなる「九州産業大学アドバザリボード」を設置し、経営全般に亘って助言を得る機会を設けた。</p>
		<p>⑭ 理事、評議員及び監事に対する研修機会を提供し、その充実を図る。</p>	<p>・理事及び監事に対しては、日本私立大学連盟等の研修機会の情報を提供しているが、評議員を対象とする研修会は提供しなかった。 また、監事については、一般社団法人大学監査協会に加盟し、同協会が主催する研究会に参加した。</p>
遵守原則4-2	重点事項4-2-1	実施項目4-2-1	実施項目に対する令和2年度の実施状況
<p>会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。</p>	<p>会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。</p>	<p>① 「寄附を受ける」から「寄附を募る」への転換を図り、寄附金募集事業を推進するための体制を整備する。</p>	<p>・従来の募金事業を見直し、寄附金の活用成果が明確な「用途指定型募金(テーマ募金)」に再構築し、令和2年9月から募集を開始した。</p>
		<p>② 理事長、学長等のトップ層が寄附募集活動の重要性を認識したうえで、業務としての寄附募集の位置づけを明確にし、教職員の寄附募集に係る意識と理解の深化を図る。</p>	<p>・本学では寄附募集活動の推進組織として、役員、副学長及び学部長等で構成する募金推進委員会を設置しており、進捗状況に関する報告及び検討を継続的に実施している。 ・既存の募金事業を見直し、本学教育研究における重点事業の中から、寄附者が寄附目的を選択できる用途指定型募金(テーマ募金)として受付を開始した。</p>
		<p>③ 「大学のミッション、ビジョンの実現に向けた事業」「大学の将来(機能別分化、個性化、多様化やグローバル化)に向けた事業」や「スポーツ・文化振興、地域振興、社会貢献、その他社会のニーズに合致した事業」等の目的を明確化したうえで、寄附者からの共感を得て寄附を募る。</p>	<p>・本学中期計画の重点施策(教育・研究・課外活動・国際交流・就職分野)から募金テーマを9項目選定した。募金趣意書や学園のHP等に対象事業の取組内容や寄附用途を明確に記載し寄附募集活動を実施した。</p>

遵守原則4-2	重点事項4-2-1	実施項目4-2-1	実施項目に対する令和2年度の実施状況
<p>会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。</p>	<p>会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。</p>	<p>④ 補助金を含めた外部資金に係る情報収集、情報共有(学内広報)、研究シーズや成果の情報公開(学外広報)を推進するための体制を整備する。</p>	<p>・本学が取り組んでいる外部資金の獲得として、重点的に以下の収入に対して各々の部所で体制を整備している。 経常費等補助金(財務部) 寄付金(総務部) 科研費他、研究費全般(産学連携支援室)</p> <p>・経常費補助金は、より補助要件に合った取り組みとなるよう、関係部所と連携して取り組んだ。 ・寄付金は、学内教職員へのお願い、寄付実績の報告により、寄付額向上に向けた取り組みを行った。 ・研究費は、科研費獲得の方法とコツに関するワークショップ開催などに取り組んだ。</p> <hr/> <p>・外部資金獲得(執行ルール、変更等留意点)に係る情報収集は随時行っており、学園のHP等で広く周知、特に関連性の強い研究者へは直接情報提供を行っている。 ・助成金等公募事業においては、必要に応じ申請書の作成支援、添削等支援を行っており、特に科研費においては必ず職員が一読し、添削を行っている。 ・学内外研究費で出された成果は、研究シーズ集としてまとめ、企業訪問時等に関係者へ公開し、マッチングに繋げている。</p>
		<p>⑤ 補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進のための体制を整備する。</p>	<p>・URAが研究者の研究活動に伴走して公募型の外部資金獲得を目指す体制を整備した。 ・中小企業対象の公募事業において申請書作成支援制度を整備中。 ・外部資金獲得のため、産学連携支援室が「窓口」となり、教員からの問合せ等について対応している。</p>

遵守原則4-2	重点事項4-2-1	実施項目4-2-1	実施項目に対する令和2年度の実施状況
<p>会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。</p>	<p>会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。</p>	<p>⑥ 社会・地域連携、産学官民連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連携を推進するための体制を整備する。</p>	<p>・社会・地域連携、大学間連携に関する体制は、「事務分掌(事務組織及び事務分掌に関する規程第三章)」により総務部学外連携課が対応することを規定している。 また、審議機関として地域連携等委員会が設置されており、以下の①、②を実施した。 ①令和2年度社会・地域連携協定締結自治体(古賀市)を中心に、本学周辺自治体(糟屋郡、福岡市東区など)と協議の上、自治体各種委員への就任(教員)、自治体総合計画策定過程への学生参画等、連携を行った。 ②令和2年度大学間連携 東部地域大学連携(本学、福岡女子大学、福岡工業大学)、福岡未来創造プラットフォーム(本学を含む福岡都市圏15大学、福岡市等)の会議参加(書面会議及びweb会議中心)や事業へ参画した。</p> <p>・高大連携事業の推進を目的に、付属高校との「高大接続に関する研究会」を開催した。また、「高大接続フォーラムin九州産業大学」をオンラインで開催し、155名の参加があった。</p> <p>・九州・大学発ベンチャー振興会議への加入 ・スタートアップエコシステム拠点都市参画 ・他大学産学連携支援部門との関係を構築し、情報共有を図れる体制づくり ・学金連携体制の構築 ・各産学官連携推進団体への加入 ※上記団体等への参画後、連携の締結及び体制を活用した活動実績がない。</p> <p>【改善に向けた令和3年度の取り組み】 ・大学発新産業創出プログラム社会還元加速プログラム(SCORE)大学推進型の共同機関(主幹機関:九州大学)として活動を推進する。 ・他大学連携支援部門との関係を構築し、大学間連携(共同研究等)を目指す。 ・金融機関との連携数を増やし、金融機関の顧客企業等の技術課題の情報提供を受け、産学官連携(共同研究・受託研究等)の増加を目指す。 ・全教育職員および研究に携わる職員を対象に「研究活動に係るコンプライアンス研修会」を実施する。 ・研究費の不正執行の防止</p>
		<p>⑦ リスクを考慮した資産の有効活用を行うための規程及び体制を整備する。</p>	<p>・令和2年4月1日に施行した資金運用規程において、より安全性、透明性を高めるために、有価証券等運用銘柄の信用リスクや価格変動リスクが顕在化した場合の管理ルールを規定に盛り込んだ。</p>

遵守原則4-2	重点事項4-2-2	実施項目4-2-2	実施項目に対する令和2年度の実施状況
<p>会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。</p>	<p>会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のために、危機管理体制を拡充する。</p>	<p>① 管理運営上、不適切な事案が生じた際には、速やかな公表と再発防止が図られる体制を整備する。</p>	<p>・コンプライアンス推進規則、就業規則及び危機管理規程に基づき適正に対処している。 また、公表が必要と判断した場合は速やかに公表している。 なお、総務部長は危機管理規程に基づき、危機が発生又は発生するおそれがある場合は、理事長の指示を受け、直ちに危機管理対策本部を設置することとしている。</p>
		<p>② 危機の発生に備え、危機管理時の広報業務に係るマニュアル、緊急時の対応マニュアル等、危機発生時に必要となる各種マニュアルを整備し、教職員、学生等に広く周知する。</p>	<p>・危機管理規程第5条に規定している対策本部で決定した事項については、教職員及び学生等に学園のHPやポータルサイト等で周知した。 また、危機管理マニュアルは策定しているが、現在、発生する様々な危機への対応が十分でないため、早期にマニュアルを整備し教職員及び学生等に対し周知が必要である。</p>
		<p>③ 危機の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を整備する。</p>	<p>・危機管理規程及び危機管理マニュアルに基づき体制を構築している。</p>
		<p>④ 危機が発生した場合、あらかじめ整備した緊急時対応マニュアル等に基づき対応する。</p>	<p>・危機管理規程及び危機管理マニュアルに基づき緊急時の対応措置に対応している。</p>
		<p>⑤ 情報システムへのアクセス権限を厳格・適切に設定する。</p>	<p>・利用者単位でユーザID及びパスワードの設定を行い、ユーザID単位で各業務のアクセス権限を設定している。 アクセス権限の設定及び変更は、「総合情報基盤センターシステム管理者権限運用方針」によりガイドラインを定めた上、厳格・適切に運用している。</p>
		<p>⑥ 情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況を検証する。</p>	<p>・「情報セキュリティ規則」に基づき、セキュリティ体制を整備のうえ、外部機関（あずさ監査法人）に資料を提示し、運用状況の検証（情報セキュリティ監査）を適切に実施している。 ・情報セキュリティ規則が一部不十分であったため、内部情報が流出した事案が発生した。</p> <p>【改善に向けた令和3年度の取り組み】 ・令和2年度に個人情報が入って流出する事案が発生したことから、①全教職員に対して注意喚起文書の通達、②Web管理者にセキュリティ基本設定手順書を配布した。これまでの取組みに加え、令和3年度は以下の事項をさらに強化して実施した。 1) 全教職員を対象とした情報セキュリティに関するe-learning及び受講後の確認テストを実施中 2) Web管理者（対象12名）を対象とした情報セキュリティに関するe-learningを実施中 3) 教職員を対象に、外部講師を招聘した全体研修会（大学における情報セキュリティ対策の徹底）を9月開催（対象者592名 出席者数446名 出席率75%） 4) 機密情報保持に関する誓約書を全教職員が提出 5) 新人教職員には、情報セキュリティに関する規則、遵守事項を配布 6) Webサーバ情報登録時に上司が確認 ・上述1)～6)を通して、情報セキュリティに対する意識の向上と醸成を図っている。</p>